

○ 電波法関係審査基準（平成13年総務省訓令第67号）の一部を改正する訓令案 新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>目次 （略） [第1条～第30条 略]</p> <p>（検査等事業者（点検の事業のみを行う者を除く。）の登録及び登録の更新）</p> <p>第31条 （略）</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）（略）</p> <p>[ア～ウ 略]</p> <p>エ （略）</p> <p>[(ア)～(イ) 略]</p> <p>（ウ） 法別表第1第3号に掲げる学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において、無線通信に関する科目を修めて卒業した者（<u>当該科目を修めて専門職大学の前期課程を修了した者を含む。</u>）にあつては、卒業証書（<u>専門職大学の前期課程を修了した者にあつては、修了証明書</u>）及び次に掲げる科目の全て又は一部を履修したことを証明する書類並びに無線設備の機器の試験、調整又は保守の業務に2年以上従事した</p>	<p>目次 （同左） [第1条～第30条 同左]</p> <p>（検査等事業者（点検の事業のみを行う者を除く。）の登録及び登録の更新）</p> <p>第31条 （同左）</p> <p>（1）（同左）</p> <p>（2）（同左）</p> <p>[ア～ウ 同左]</p> <p>エ （同左）</p> <p>[(ア)～(イ) 同左]</p> <p>（ウ） 法別表第1第3号に掲げる学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において、無線通信に関する科目を修めて卒業した者にあつては、卒業証書及び次に掲げる科目の全て又は一部を履修したことを証明する書類並びに無線設備の機器の試験、調整又は保守の業務に2年以上従事した経験を有する事実を企業等の雇用主等が証明する書類</p>

経験を有する事実を企業等の雇用主等が証明する書類

[A～F 略]

(エ) (略)

[オ～ケ 略]

(3) (略)

(検査等事業者(点検の事業のみを行う者に限る。)の登録)

第32条 (略)

(1) (略)

(2) (略)

[ア～ウ 略]

エ (略)

[(ア)～(イ) 略]

(ウ) 法別表第1第3号に掲げる学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において、無線通信に関する科目を修めて卒業した者(当該科目を修めて専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)にあつては、卒業証書(専門職大学の前期課程を修了した者にあつては、修了証明書。)及び次に掲げる科目の全て又は一部を履修したことを証明する書類並びに無線設備の機器の試験、調整又は保守の業務に2年以上従事した経験を有する事実を企業等の雇用主等が証明する書類

[A～F 略]

[A～F 同左]

(エ) (同左)

[オ～ケ 同左]

(3) (同左)

(検査等事業者(点検の事業のみを行う者に限る。)の登録)

第32条 (同左)

(1) (同左)

(2) (同左)

[ア～ウ 同左]

エ (同左)

[(ア)～(イ) 同左]

(ウ) 法別表第1第3号に掲げる学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において、無線通信に関する科目を修めて卒業した者にあつては、卒業証書及び次に掲げる科目の全て又は一部を履修したことを証明する書類並びに無線設備の機器の試験、調整又は保守の業務に2年以上従事した経験を有する事実を企業等の雇用主等が証明する書類

[A～F 同左]

(エ) (略)

オ～ク (略)

(3) (略)

(登録証明機関の登録及び登録の更新)

第33条 (略)

(1) (略)

(2) (略)

ア 法別表第4第1号に掲げるもののうち学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。)若しくは旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学又は同表第2号に掲げるもののうち学校教育法による短期大学(専門職大学の前期課程を含む。)若しくは高等専門学校若しくは旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校において無線通信に関する科目を修めて卒業した者(専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)にあつては、卒業証明書(専門職大学の前期課程を修了した者にあつては、修了証明書)及び次に掲げる科目のすべて又は一部を履修したことを証明する書類の写し

[A～F 略]

[イ～オ 略]

[(3)～(4) 略]

[第34条～第36条の2 略]

(エ) (同左)

オ～ク (同左)

(3) (同左)

(登録証明機関の登録及び登録の更新)

第33条 (同左)

(1) (同左)

(2) (同左)

ア 法別表第4第1号に掲げるもののうち学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。)若しくは旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学又は同表第2号に掲げるもののうち学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校若しくは旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校において無線通信に関する科目を修めて卒業した者にあつては、卒業証明書及び次に掲げる科目のすべて又は一部を履修したことを証明する書類の写し

[A～F 同左]

[イ～オ 同左]

[(3)～(4) 同左]

[第34条～第36条の2 同左]

(登録周波数終了対策機関の登録及び登録の更新)

第36条の3 (略)

(1) (略)

(2) (略)

ア 法別表第5第1号に掲げる学校教育法による大学(短期大学を除く。)若しくは旧大学令による大学又は同表第2号に掲げる学校教育法による短期大学(専門職大学の前期課程を含む。)若しくは高等専門学校若しくは旧専門学校令による専門学校において無線通信に関する科目を修めて卒業した者(専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)にあつては、卒業証明書(専門職大学の前期課程を修了した者にあつては、修了証明書)及び次に掲げる科目のすべて又は一部を履修したことを証明する書類の写し

[A～F 略]

[イ～カ 略]

(3) (略)

[第36条の4～第46条 略]

[別添1～7 略]

[別表1～3 略]

[別紙1～2 略]

(登録周波数終了対策機関の登録及び登録の更新)

第36条の3 (同左)

(1) (同左)

(2) (同左)

ア 法別表第5第1号に掲げる学校教育法による大学(短期大学を除く。)若しくは旧大学令による大学又は同表第2号に掲げる学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校若しくは旧専門学校令による専門学校において無線通信に関する科目を修めて卒業した者にあつては、卒業証明書及び次に掲げる科目のすべて又は一部を履修したことを証明する書類の写し

[A～F 同左]

[イ～カ 同左]

(3) (同左)

[第36条の4～第46条 同左]

[別添1～7 同左]

[別表1～3 同左]

[別紙1～2 同左]

別紙3 無線従事者関係審査基準

1 無線従事者の免許

(1) (略)

(2) 第41条第2項第3号に該当する者が申請した場合

ア 次表の左欄に掲げる資格の区分に応じ右欄に該当する者が申請者であること。

1 第二級海上 特殊無線技士	[(1)～(3) 略] (4) 在学する短期大学において必要科目(短期大学設置基準(昭和50年文部省令第21号)第14条の規定に基づき、在学する短期大学の単位として認められている <u>他の大学(短期大学を除く)</u> 又は <u>短期大学の無線通信に関する科目を含む。</u> )を履修して当該短期大学を卒業した者及び <u>在学する専門職大学において必要科目(専門職大学設置基準(平成29年文部科学省令第33号)第24条の規定に基づき、在学する専門職大学の単位として他の大学(短期大学を除く)又は短期大学の無線通信に関する科目を含む。)</u> を履修して専門職大学の前期課程を修了した者 [(5)～(6) 略]
-------------------	---

別紙3 無線従事者関係審査基準

1 無線従事者の免許

(1) (同左)

(2) (同左)

ア (同左)

1 第二級海上 特殊無線技士	[(1)～(3) 同左] (4) 在学する短期大学において必要科目(短期大学設置基準(昭和50年文部省令第21号)第14条の規定に基づき、在学する短期大学の単位として認められている他の短期大学又は大学の無線通信に関する科目を含む。)を履修して当該短期大学を卒業した者 [(5)～(6) 同左]
-------------------	--

2～5	(略)
-----	-----

イ 次表の左欄の区分に応じ右欄の書類が添付されていること。

[表 略]

注 上記アの表の第二級海上特殊無線技士の欄の(2)に該当する者は卒業証明書に代えて学位授与機構の証明書が、第二級海上特殊無線技士の欄の(3)及び第一級陸上特殊無線技士の欄の(3)に該当する者は卒業証明書に代えて履修した学校の証明書が、専門職大学の前期課程を修了した者にあっては、修了証明書が添付されていること。

ウ (略)

[(3)～(4) 略]

[2～8 略]

9 指定試験機関の試験員

判定に関する事務区分	根拠条項	同等以上の知識及び技能を有すると認める者
1 (略)	(略)	(略)
2 第二級総合無線通信士、第二級海上無線通信士(法規の試験を除	従事者規則第87条第1項第2号ニ	(1) <u>学校教育法による大学(短期大学を除く。)</u> において、電気通信に関する学科を専攻して卒業した者であって、無線通信に関する業務に5年以上従事した経験を有する者

2～5	(同左)
-----	------

イ 次表の左欄の区分に応じ右欄の書類が添付されていること。

[表 同左]

注 上記アの表の第二級海上特殊無線技士の欄の(2)に該当する者は卒業証明書に代えて学位授与機構の証明書が、第二級海上特殊無線技士の欄の(3)及び第一級陸上特殊無線技士の欄の(3)に該当する者は卒業証明書に代えて履修した学校の証明書が添付されていること。

ウ (同左)

[(3)～(4) 同左]

[2～8 同左]

9 指定試験機関の試験員

判定に関する事務区分	根拠条項	同等以上の知識及び技能を有すると認める者
1 (同左)	(同左)	(同左)
2 第二級総合無線通信士、第二級海上無線通信士(法規の試験を除	従事者規則第87条第1項第2号ニ	(1) <u>学校教育法による大学</u> において、電気通信に関する学科を専攻して卒業した者であって、無線通信に関する業務に5年以上従事した経験を有する者

<p>く。)又は第二級陸上無線技術士(注)</p>		<p>(2) 学校教育法による短期大学(専門職大学の前期課程を含む。)又は高等専門学校において、電気通信に関する学科を専攻して卒業した者(専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)であつて、無線通信に関する業務に7年以上従事した経験を有する者</p> <p>(3) 電波監理に関する業務に12年以上従事した経験を有する者</p> <p>(4) 電波監理に関する業務のうち、無線従事者に関する業務に5年以上従事した経験を有する者</p>	<p>く。)又は第二級陸上無線技術士(注)</p>		<p>(2) 学校教育法による短期大学又は高等専門学校において、電気通信に関する学科を専攻して卒業した者であつて無線通信に関する業務に7年以上従事した経験を有する者</p> <p>(3) 電波監理に関する業務に12年以上従事した経験を有する者</p> <p>(4) 電波監理に関する業務のうち、無線従事者に関する業務に5年以上従事した経験を有する者</p>
<p>3 第三級総合無線通信士、第三級海上無線通信士(法規の試験を除く。)、第四級海上無線通信士、航空無</p>	<p>従事者規則第87条第1項第3号ニ</p>	<p>(1) 学校教育法による大学(短期大学を除く。)において、電気通信に関する学科を専攻して卒業した者であつて、無線通信に関する業務に3年以上従事した経験を有する者</p> <p>(2) 学校教育法による短期大</p>	<p>3 第三級総合無線通信士、第三級海上無線通信士(法規の試験を除く。)、第四級海上無線通信士、航空無</p>	<p>従事者規則第87条第1項第3号ニ</p>	<p>(1) 学校教育法による大学において、電気通信に関する学科を専攻して卒業した者であつて、無線通信に関する業務に3年以上従事した経験を有する者</p> <p>(2) 学校教育法による短期大</p>

線通信士、第一級海上特殊無線技士、第二級海上特殊無線技士、第三級海上特殊無線技士、レーダー級海上特殊無線技士、航空特殊無線技士、第一級陸上特殊無線技士、第二級陸上特殊無線技士、第三級陸上特殊無線技士、国内電信級陸上特殊無線技士、第一級アマチュア無線技士、第二級アマチュア無線技士、第三級アマチュア無線技士又は第四級アマ

学（専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校において、電気通信に関する学科を専攻して卒業した者（専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）であつて、無線通信に関する業務に5年以上従事した経験を有する者

(3) 電波監理に関する業務に10年以上従事した経験を有する者

(4) 電波監理に関する業務のうち、無線従事者に関する業務に3年以上従事した経験を有する者

線通信士、第一級海上特殊無線技士、第二級海上特殊無線技士、第三級海上特殊無線技士、レーダー級海上特殊無線技士、航空特殊無線技士、第一級陸上特殊無線技士、第二級陸上特殊無線技士、第三級陸上特殊無線技士、国内電信級陸上特殊無線技士、第一級アマチュア無線技士、第二級アマチュア無線技士、第三級アマチュア無線技士又は第四級アマ

学又は高等専門学校において、電気通信に関する学科を専攻して卒業した者であつて、無線通信に関する業務に5年以上従事した経験を有する者

(3) 電波監理に関する業務に10年以上従事した経験を有する者

(4) 電波監理に関する業務のうち、無線従事者に関する業務に3年以上従事した経験を有する者

チュア無線技士 (注)		
4 (略)	(略)	(略)
5 (略)	(略)	(略)

(注) 4及び5に掲げるものを除く。

チュア無線技士 (注)		
4 (同左)	(同左)	(同左)
5 (同左)	(同左)	(同左)

(注) 4及び5に掲げるものを除く。